

2014年2月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公健法に基づく水俣病の認定について

水俣病不知火患者会 会長 大石利生

私どもは、公害健康被害補償法（以下「公健法」という）にもとづく水俣病認定を求めている患者を含む水俣病被害者団体です。

報道によれば、熊本県が国から委託を受けている公健法上の水俣病認定業務を国の臨時水俣病認定審査会（以下「臨水審」という）で代行する方向で国と調整されているとのことです。

しかし、認定基準を改めないもとの臨水審を開催しても、患者切り捨ての場が県から国に移行するのみで、何ら解決にはなりません。

未認定の水俣病患者を多数抱え、かつ加害責任を問われた熊本県としては、単に国に下駄を預けるのではなく、これまでの司法判断をふまえて、52年判断条件を抜本的に見直すことを前提に、患者を含めた幅広い意見を取り入れながら、新たな認定基準を策定すべきです。

また、不知火海沿岸住民の健康調査が実施されず、被害の全貌がつかめていない現状で、公健法の地域指定を解除するなど論外であり、すべての水俣病被害者の救済に向けて、国も県も一層の努力が求められています。

そこで、以下のとおり、要求します。

- 1 水俣病の認定基準を抜本的に改めるよう国に要請すること
- 2 公健法の検証の場に被害者団体の代表も加えよう国に要請すること
- 3 不知火海沿岸住民の健康調査を実施すること

以上